●森林環境譲与税

平成 31 年 4 月 1 日に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が施行されたことに伴い、令和元年度より、国から都道府県及び市町村に対し「森林環境譲与税」の譲与が開始されました。

●使途

森林環境譲与税は、市町村においては、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」に充てることとされており、その使途はインターネットの利用等により公表しなければならないとされています。

町では、令和元年度の森林環境譲与税を次の事業等で活用しました。

【関係法令】

森林環境譲与税及び森林環境譲与税に関する法律（抄）

第 34 条 3 項　市町村及び都道府県の長は、地方自治法第二百三十三条第三項の規定により決算を議会の認定に付したときは、遅滞なく、森林環境譲与税の使途に関する事項について、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

令和元年度　岩手県葛巻町　森林環境譲与税使途

歳　入	金　額
森林環境譲与税	20,431 千円
歳　出	**金　額**
林政アドバイザー雇用	1,507 千円
郵便料	18 千円
林業労働安全装備品購入費補助	347 千円
町産材利用促進事業	668 千円
普及啓発イベント補助	700 千円
基金積立て	17,191 千円
歳出計	20,431 千円

林野庁「森林環境税及び森林環境譲与税」（外部リンク）
https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kankyouzei/kankyouzei_jouyozei.html